

平成 30 年 9 月 28 日

酒田市教育委員会
教育長 村 上 幸 太 郎 様

酒田市文化芸術推進審議会
会長 中 川 幾 郎

酒田市における文化芸術を活かしたまちづくり全体構想について（答申）

平成 30 年 6 月 24 日付け酒教社発第 209 号で酒田市教育委員会から諮問のありました標記の件につきまして、詳細にわたり慎重な審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

答 申 書

1 条例並びに計画に基づき、文化芸術の拠点である酒田市民会館「希望ホール」の方針を「社会包摂と育成」とし、計画的な事業実施に努めること。

劇場・音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号、以下「劇場法」という）においては、地方公共団体が設置する劇場、音楽堂等については、各地方公共団体が定めた文化芸術振興のための条例、計画等に則しつつ、方針を定める必要があると規定している。

劇場法の趣旨を踏まえ、酒田市の文化芸術基本条例並びに酒田市文化芸術推進計画に則しつつ、酒田市民会館「希望ホール」の運営方針を長期的視点に立って明確に定め、計画的かつ継続的に事業を実施することが必要である。

劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（平成 25 年文部科学大臣省告示第 60 号、以下「指針」）では、劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担う国民の生活における公共財であると明記している。

酒田市文化芸術推進計画において、社会的基盤となる市民文化政策（ひとづくり）の目標並びに基本的施策を展開する上で共通する重点的視点について、社会包摂の理念を踏まえた設定がされている。文化芸術がもつ社会包摂の機能を活かしながら、特にこれまで社会的、経済的、時間的、身体的等の事情により足を運べなかった市民も平等に文化芸術に触れる機会を享受できるよう、市民の文化権に配慮した事業を実施していくことは、まちづくりという視点においても重要である。

また、指針では、地方公共団体の取組に関する事項の中で、教育活動及び啓発活動の実施、学校教育における鑑賞、参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう明記している。

酒田市文化芸術推進計画における施策を展開する上で共通する重点的視点には、次代を担う子どもたちを対象にした文化芸術事業の充実（未来への投資）として「育成」の視点も挙げている。文化芸術は、豊かな人間性を育み、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧であり、他者と共感しあう心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の

理解を促進する効果がある。このような文化芸術の本質的価値を踏まえ、教育機関や他団体等と連携した文化芸術活動の充実を図りながら次代の担い手を育成していくことは、酒田市のひとつづくりにおいても重要である。

これらのことから、多様な市民が交流し、文化芸術を継承、創造、発信する場であるとともに、人々に感動と希望をもたらし、生きる絆を育む地域の文化拠点である酒田市民会館「希望ホール」は、「社会包摂」と「育成」の視点を入れ、多様性を認める懐の深いホールとして文化芸術によるまちづくりの中核を担う必要がある。平成 16 年の開館以来「貸館」を市の方針としてきたが、文化芸術推進計画の重点的視点を反映し、社会的状況等に関わらず酒田市の劇場、音楽堂としての役割を果たしていくために「社会包摂と育成」を方針として定め、長期的かつ継続的な視点に立ちつつ、文化芸術によるまちづくりの一層の推進を図るよう努める必要がある。

2 条例に基づいた計画の実現に向け、文化芸術の施策を推進する行政及び財団等の推進体制の見直し、体制強化に努めること。

酒田市文化芸術基本条例並びに酒田市文化芸術推進計画を策定し、文化芸術によるまちづくり・ひとつづくりが推進されているが、行政内部の組織体制が脆弱であり、また、文化行政を推進するにあたり必要とされる文化政策の専門性を持つ職員が少ない不安定な状況である。

今後、安定的かつ戦略ある事業の推進を図るためには、多様な分野との連携に対応できる組織体制と専門性の高い職員の養成が急務である。

現在、国が推し進める「働き方改革」が目指す、働く一人ひとりがよりよい将来の展望をもち、誇りを持って働けるよう組織の見直しを実施し、体制強化に努めることが必要である。

3 これまでの連携の在り方を見直し、市民、企業、文化団体等と市が協働の原則に基づいて行動し、良好な協働関係を構築するよう努めること。

これまでは、市民による実行委員会との連携を重視し、事業を実施してきた経緯がある。酒田市民会館「希望ホール」が開館した平成 16 年当初は、市民との連携による事業運営は先駆的取り組みであり、市民の多大なる貢献は特筆に価するものと考えられるが、劇場法、

平成 29 年に改正された「文化芸術基本法（平成 13 年 12 月 7 日法律第 148 号）」により、文化芸術の本質的価値のみならず社会的・経済的価値が国によって明示され、多様な市民に対し、多様な事業展開を行政が方針を持って展開することが求められている。

これらの法律の趣旨を踏まえ、酒田市文化芸術基本条例及び酒田市文化芸術推進計画に基づいた戦略的取り組みを推し進めていくためには、これまでの連携の在り方を発展的に見直し、市民、企業、文化団体等多様な市民との協働を進め、新たな協働関係を構築する必要がある。

協働事業を進めるためには、市民と行政双方が「参画と協働」の概念を確認し、下記の協働の原則に基づいて行動することが重要となる。

参画と協働

「参画」とは、市民及び行政側が双方の立場を理解し、尊重した上で、問題把握、調査、意思形成過程、計画、評価、修正の一連のプロセスに関わるものである。

「協働」とは、「参画」に基づいた協力関係であり、協働の原則に基づいた関係性の構築が重要である。

協働の原則

○対等の原則

協働においては、上下または主従関係であってはならない。常に対等な関係を保ちながら、お互いをパートナーとして尊重した上で、取り組みを進めることが重要である。

○自主・自立の原則

協働のパートナーは、相互に尊重しながらも、依存することなく、自立した関係性を保つこと。また、それぞれが自己決定、自己責任のもとで活動する組織であることを踏まえ、パートナーの自主性を妨げないようにすることも必要である。

○相互理解の原則

協働において、パートナーの特性や理念を理解すること。お互いの立場や特性の違いを十分理解した上で、それぞれの果たすべき役割、責任分担等を明確にし、より良い協働関係を構築すること。

○情報共有の原則

事前に目的や到達点など、情報を共有し、事業を実施すること。

○公開の原則

内容等が分かるように透明性に配慮すること、また、協働の関係がむやみに固定化、長期化し癒着が生じないように、緊張感のある関係を保つことが重要である。事業の経過や結果について、ホームページなどを活用しながら広く情報公開を行うこと。

○評価の原則

相互に事業の評価、検証を行うことで、よりよい協働の関係を築き、次へのステップにつなげることが重要である。評価方法については、協働の形態や内容に応じて工夫すること。

○相互変革の原則

協働は、それぞれの組織や仕事のやり方を改善していくきっかけとなるので、自己変革をいとわず、両者共に柔軟に対応すること。